

豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、本市におけるコンベンション及びスポーツ・文化合宿等の開催に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）コンベンション

市内の施設を会場とした各種の学会、大会・会議及び展示会・見本市をいう。

（2）学会

学者等により構成され、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する発表又は討論のための会議、集会、セミナーその他これに準ずるものをいう。

（3）大会・会議

各種団体、企業等の構成員、専門家等が、特定の課題に対して意見の発表及び討論又は主張の公表等をするための集会、総会その他これらに準ずるものをいう。ただし、単に親睦又は慰安を目的としたもの及び企業その他のものが自らの利益のために行うものを除く。

（4）展示会・見本市

各種団体、企業等が主体となって出展者を公募し、各出展者が製品、サービス又は情報を展示又は発表する製品展示会・産業見本市その他これに準ずるものをいう。

（5）スポーツ・文化合宿等

市内外に所在する学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び専修学校をいう。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所をいう。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園をいう。）の幼児、児童、生徒又は学生により構成される団体又は実業団、その他類する団体が市内の公共施設又はホテル・旅館等を利用して行うスポーツ又は文化の活動に関する技術又は技能の向上のための合宿及び各種大会に参加し市内宿泊施設に宿泊するものをいう。

（6）宿泊施設

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館業又は簡易宿所営業を行う施設をいう。

（7）宿泊費

当該コンベンション及びスポーツ・文化合宿等に伴う市内滞在期間における、市内宿泊施設の宿泊料をいう。

(8) 参加者

コンベンション及びスポーツ・文化合宿等を開催する団体により、参加することをあらかじめ認められた者（保護者及び付添人は含まない）をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、本市におけるコンベンション及びスポーツ・文化合宿等の開催を支援することにより市内消費喚起を促進するとともに、市内における新規開催及び継続開催の誘致を図ることを目的とする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となるコンベンション及びスポーツ・文化合宿等は、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 豊田市内の公共施設又はホテル・旅館の会議室やホールを50名以上で利用し、参加者の豊田市内宿泊施設の宿泊数が延べ50泊以上のコンベンションであること。
- (2) 豊田市内の公共施設、教育施設、又はホテル・旅館等を50名以上で利用し、参加者の豊田市内宿泊施設の宿泊数が延べ50泊以上のスポーツ・文化大会であること。
- (3) 豊田市内の公共施設、教育施設、又はホテル・旅館等を利用し、参加者の豊田市内宿泊施設の宿泊数が延べ10泊以上のスポーツ・文化合宿であること。ただし、複数団体が参加し、参加者が50名以上のスポーツ・文化合宿は、前号の要件に準ずる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 興行及び営利を目的とするもの
- (2) 宗教活動及び政治活動を目的とするもの
- (3) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (4) 開催に際して本市から別に補助金・負担金等の金銭的援助を受けるもの
- (5) 関係者及び参加者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれると認められるもの
- (6) 豊田市税を滞納しているとき。
- (7) その他公序良俗に反する等、豊田市長が適当でないと認めるもの

(事業内容及び補助額)

第5条 この要綱に基づき補助金を交付する補助事業者、補助対象経費、補助率・補助金額及び限度額は、別表のとおりとする。

2 補助事業者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合には、これに相当する額を当該補助対象経費から減額して申請しなければならない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を希望する者は、市長が別に定める期日までに、豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号－2）
 - (2) 収支予算書（様式第1号－3）
 - (3) 誓約書（様式第1号－4）
 - (4) 当該コンベンション又はスポーツ・文化合宿等の開催内容の分かる書類
 - (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは交付を決定し、豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。
- 4 補助金の交付の決定をする場合に、市長は補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

（交付の除外要件）

第8条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないことができる。

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力又は暴力団員等又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 本市に納付すべき市税の滞納があると認められるとき。

(補助事業の辞退)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定内容に不服があるとき又は自らの都合により辞退する場合は、速やかに豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金辞退届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による辞退届が提出されたときは、豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、交付決定を取り消すものとする。

(計画変更)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後に、補助事業の計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、直ちに市長に豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金変更承認申請書(様式第5号)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第4条の要件を満たしており、交付決定額を上回らない変更の場合は除く。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、変更内容を審査し、第7条の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第11条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金変更決定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止及び中止を含む。)したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第7号-2)

(2) 収支決算書(様式第7号-3)

(3) 参加者及び宿泊者報告書(様式第7号-4)

(4) 開催したことを確認できる写真(会場全体のもの含む4枚程度)

(5) 補助対象経費の支払い及び費用の内訳等を証明する書類

(6) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定及び交付）

第13条 市長は、前条に定める実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知した後、当該補助額を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、豊田市補助金等交付規則第14条の規定により、補助金の交付の決定額の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

（1）この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件又は市長の指示に違反したとき。

（2）補助事業に関する申請、報告等において虚偽、その他不正な行為があったとき。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業名	コンベンション	スポーツ・文化大会	スポーツ・文化合宿
補助事業者	コンベンションを開催する団体	スポーツ・文化大会を開催する団体	スポーツ・文化合宿を開催する団体又は参加する団体
補助対象経費	・会場及び控室等の借上料 ・参加者の宿泊費。ただし、開催日前日又は当日の宿泊に限る。		
補助率・補助金額	(1) 借上料の半額 (2) 参加者1人1泊2,000円		
限度額	(1) 及び (2) 合わせて500千円		(1) 及び (2) 合わせて150千円

豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金交付申請書

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所 〒

団 体 名

代表者役職・氏名

電 話 番 号 （ ） -

※日中、連絡がつく番号をご記入ください

豊田市補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

事業の名称	
補助金申請額	金 円

＜補助金申請の同意事項＞

内容								同意欄			
本補助金の交付事務に必要な内容に関し、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。								☐			
法人番号（13桁）※法人の場合											

＜添付書類＞

- （１）事業計画書（様式第 1 号－２）
- （２）収支予算書（様式第 1 号－３）
- （３）誓約書（様式第 1 号－４）
- （４）当該コンベンション又はスポーツ・文化合宿等の開催内容の分かる書類
- （５）上記のほか市長が必要と認める書類

事業計画書

事業の名称	
申請者	名称： 住所：〒 担当者：TEL： メールアドレス：
開催期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） 計 日間
会場	会場名： 所在地：〒
宿泊施設	施設名：
分類	《コンベンション》 1 学会 2 大会・会議 3 展示会・見本市 《スポーツ・文化合宿等》 1 スポーツ合宿 2 スポーツ大会 3 文化合宿 4 文化大会・コンクール
参加予定人数	参加予定人数： 人 市内宿泊施設延べ宿泊数： 泊
事業の目的及び内容	

収支予算書

1 収入の部（消費税抜き）

項 目	予 算 額 (円)
自己負担額	
市補助金 (千円未満切捨て)	
その他	
合 計	

2 支出の部（消費税抜き）

項 目	予 算 額 (円)	補助対象経費に 「○」
合 計		

豊田市長 様

誓 約 書

補助金の交付の要望をした当該コンベンション又はスポーツ・文化合宿等は、下記の項目に該当しないこと、並びに本申請書に虚偽の記載がないこと、及び今後提出する報告書に虚偽の記載をしないことを誓約します。

下記の項目に該当すると認められる場合、又は虚偽の記載があると認められる場合には、豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金交付要綱第14条の規定により、補助金の交付決定が取り消された場合であっても、異議を申し立てません。

記

1. 興行及び営利を目的とするもの
2. 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
3. 国又は地方公共団体が主催するもの
4. 開催に際して本市から別に補助金・負担金等の金銭的援助を受けるもの
5. 関係者及び参加者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が含まれると認められるもの
6. 豊田市税を滞納しているとき
7. その他公序良俗に反する等、豊田市長が適当でないと認めるもの

年 月 日

住所又は所在地

団 体 名

代表者の職氏名

住 所
団 体 名
代表者役職・氏名 様

豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました事業について、豊田市補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金の額 金 円

備考 (補助条件等)	
---------------	--

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所 〒

団 体 名

代表者役職・氏名

電 話 番 号 （ ） -

※日中、連絡がつく番号をご記入ください

豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金辞退届

年 月 日付け豊観発 号で交付決定のありました豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金を辞退したため、豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記の通り届け出ます。

記

事業の名称	
理 由	

住 所
団 体 名
代表者役職・氏名 様

豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで辞退届のあった豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金について、豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金交付要綱第 9 条及び 1 4 条の規定により、下記の通り交付決定を取消します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 事業の名称
-
- 2 交付決定額
- 金

円

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所 〒

団 体 名

代表者役職・氏名

電 話 番 号 （ ） -

※日中、連絡がつく番号をご記入ください

豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金 変更承認申請書

年 月 日付け豊観発 号で交付決定のありました事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、豊田市補助金等交付規則第 8 条の規定により承認されたく申請します。

記

事業の名称	
補助金変更申請額	金 円
変更の理由	

＜添付書類＞

- （１）変更事業計画書（様式第 5 号－２）
- （２）変更事業収支予算書（様式第 5 号－３）
- （３）変更内容の分かる資料（交付申請時の添付資料で変更となったもの等）

変更事業計画書

事業の名称	
申請者	名称： 住所：〒 担当者：TEL： メールアドレス：
開催期間 (変更がある場合のみ記入)	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 計 日間
会場 (変更がある場合のみ記入)	会場名： 所在地：〒
宿泊施設 (変更がある場合のみ記入)	施設名：
分類 (変更がある場合のみ記入)	《コンベンション》 1 学会 2 大会・会議 3 展示会・見本市 《スポーツ・文化合宿等》 1 スポーツ合宿 2 スポーツ大会 3 文化合宿 4 文化大会・コンクール
参加予定人数 (変更がある場合のみ記入)	参加予定人数： 人 市内宿泊施設延べ宿泊数： 泊
事業の目的及び内容	

項 目	予 算 額 (円)
自己負担額	
市補助金 (千円未満切捨て)	
その他	
合 計	

項 目	予 算 額（円）	補助対象経費に 「○」
	上段：変更前 下段：変更後	
合 計		

住 所
団 体 名
代表者役職・氏名 様

豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金 変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました事業について、変更を承認しましたので、豊田市補助金等交付規則第 9 条の規定により、豊観発第 号で通知した補助金の交付決定を下記のとおり変更し、通知します

年 月 日

豊田市長

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金の額
- 金 円

備考 (補助条件等)	
---------------	--

年 月 日

豊 田 市 長 様

住 所 〒

団 体 名

代表者役職・氏名

電 話 番 号 （ ） -

※日中、連絡がつく番号をご記入ください

豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金実績報告書

年 月 日付豊観発第 号で補助金の交付決定を受けた事業を完了しましたので、豊田市補助金等交付規則第 1 0 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
-------	--

<添付書類>

- (1) 事業報告書（様式第 7 - 2 号）
- (2) 収支決算書（様式第 7 - 3 号）
- (3) 参加者及び宿泊者報告書（様式第 7 - 4 号）
- (4) 開催したことを確認できる写真（会場全体のもの含む 4 枚程度）
- (5) 補助対象経費の支払い及び費用の内訳等を証明する書類の写し（領収書等）
※領収書等の原本に補助金名、申請日を記入し、その写しをご提出ください。
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業報告書

事業の名称	
申請者	名称： 住所：〒 担当者：TEL： メールアドレス：
開催期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） 計 日間
会場	会場名： 所在地：〒
宿泊施設	施設名：
分類	《コンベンション》 1 学会 2 大会・会議 3 展示会・見本市 《スポーツ・文化合宿等》 1 スポーツ合宿 2 スポーツ大会 3 文化合宿 4 文化大会・コンクール
参加人数	参加人数： 人 市内宿泊施設延べ宿泊数： 泊
事業の目的及び内容	

収支決算書

1 収入の部（消費税抜き）

項 目	決 算 額 (円)
自己負担額	
市補助金 (千円未満切捨て)	
その他	
合 計	

2 支出の部（消費税抜き）

項 目	決 算 額 (円)	補助対象経費に 「○」
合 計		

参加者及び宿泊者報告書

				/ 枚目
No.	氏名	宿泊 (○×)	宿泊先	宿泊日 日 () ~ 日 ()
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

住 所
団 体 名
代表者役職・氏名 様

豊田市コンベンション及びスポーツ・文化合宿等開催支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました事業について、豊田市補助金等交付規則第 1 1 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

豊田市長

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金の額

金 円